

第5期介護保険事業（支援）計画の策定
準備及び地域支援事業の見直しに係る
会議資料《介護保険事業（支援）計画関係》

平成22年10月27日

厚生労働省老健局介護保険計画課

目次

| | |
|--|-----|
| I 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について | (頁) |
| 1. 第5期介護保険事業（支援）計画の策定に当たっての留意点について | 1 |
| 2. 地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的提供）の推進について | 2 |
| 3. よりの確に地域生活の課題等を把握する手法（日常生活圏域ニーズ調査）の積極的な実施について | 4 |
| 4. 日常生活圏域ニーズ調査検証・評価事業（介護予防実態調査分析支援事業の特別事業）の実施について | 15 |
| 5. 第5期ワークシートの粗いイメージ | 20 |
| 6. 介護保険事業（支援）計画の記載事項について | 21 |
| 7. 計画の策定体制の例について | 26 |
| 8. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的考え方について | 26 |
| 9. 第5期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた主なスケジュール（予定） | 27 |
| II その他 | |
| 1. 介護療養型医療施設について | 28 |
| 2. 施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（いわゆる37%の参酌標準）の撤廃について | 29 |
| 3. 施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（以下「総量規制」という。）について | 30 |

(注) 会議資料の内容については、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

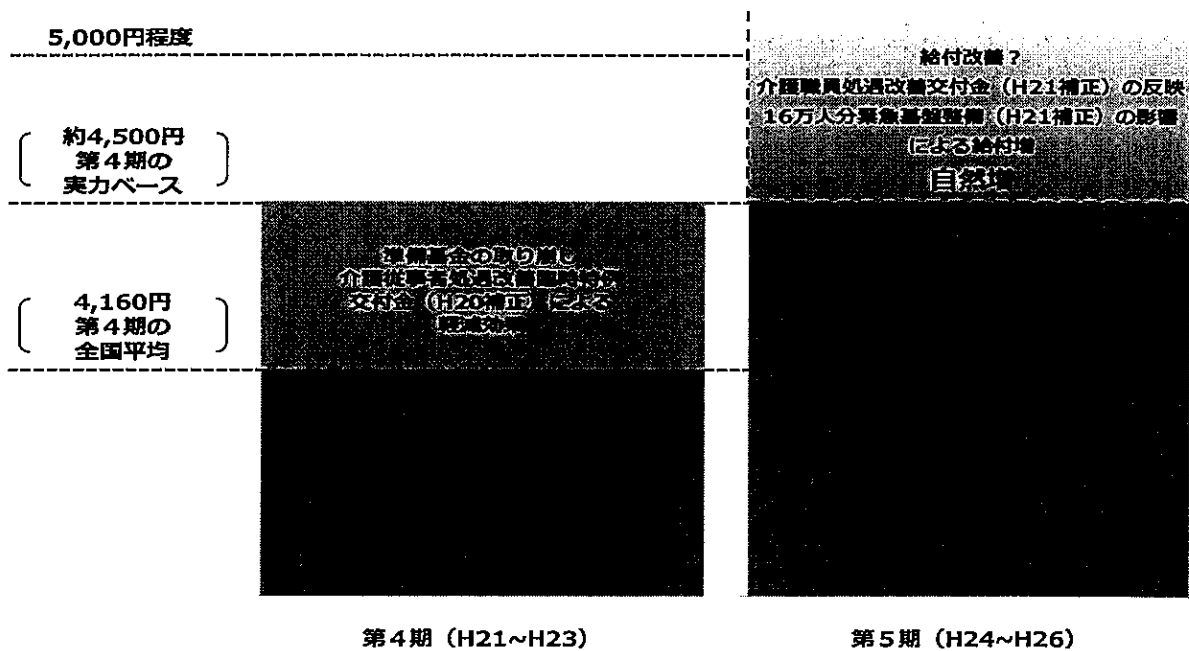
I 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の策定に当たっての留意点について

- 第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成については、今後、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくこととなる。
- 第5期計画の策定に当たっては、まず、
 - ① 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
 - ② 介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果、
 - ③ 第4期から第5期までの自然増
 等の各種要因を勘案し、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

（参考）

第5期の介護保険料

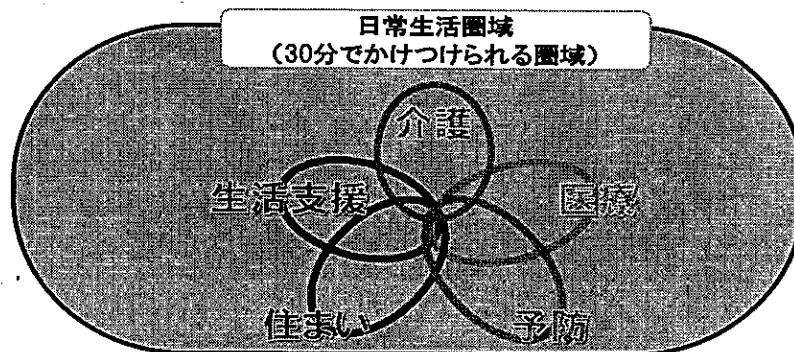


2. 地域包括ケア（地域における介護・医療・福祉の一体的提供）の推進について

（第5期計画の充実強化）

- 第3期計画以降は、
- ①急速な高齢化の進展（特に、独居高齢者、認知症の高齢者の増加等）、
 - ②高齢者像と地域特性の多様化等、
- 高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づき、取り組んでいただいているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて継続的に取り組むことが必要である。
- この「地域包括ケア」とは、高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、まず高齢者のニーズに応じ、①住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、②独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯、或いは認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム、見回り、配食等の介護保険の給付対象でないサービス、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅の生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化して提供していくという考え方である。

地域包括ケアシステムについて



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）

・24時間対応の在宅サービスの強化

③予防の推進

・できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

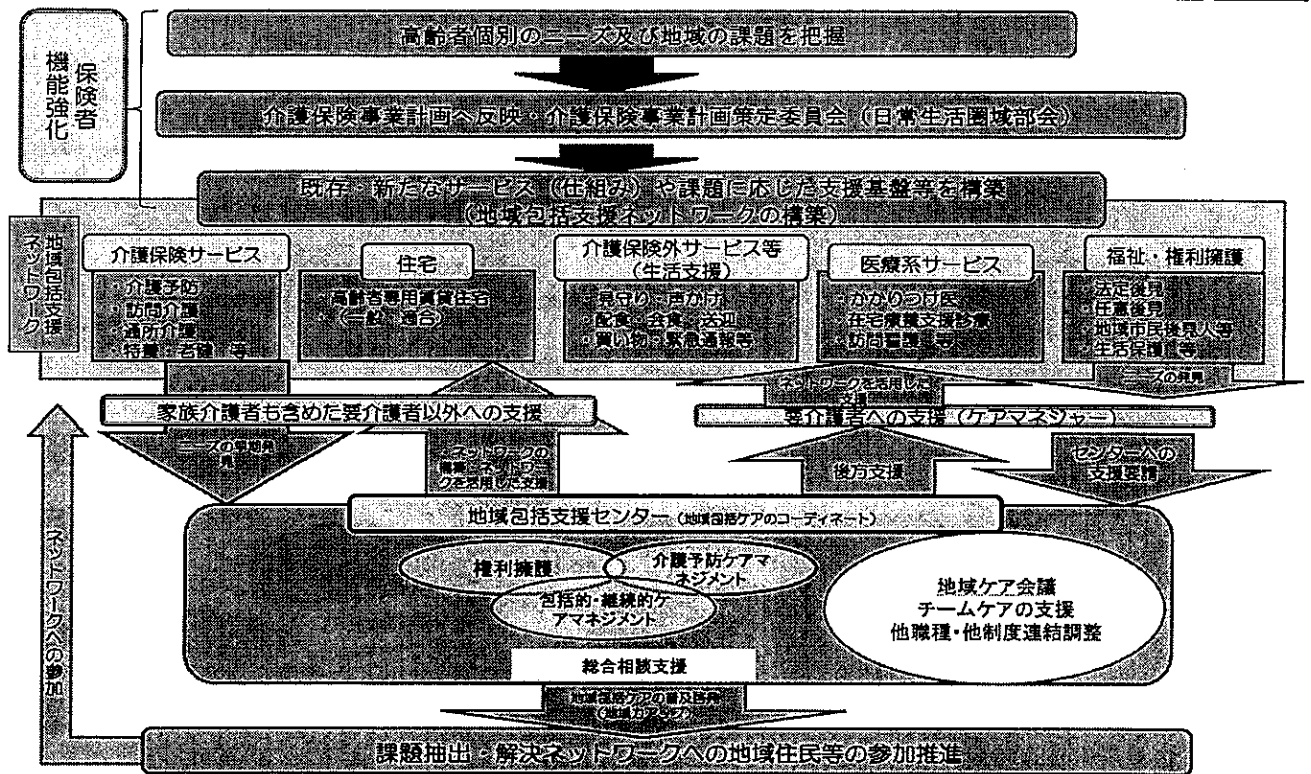
④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進。

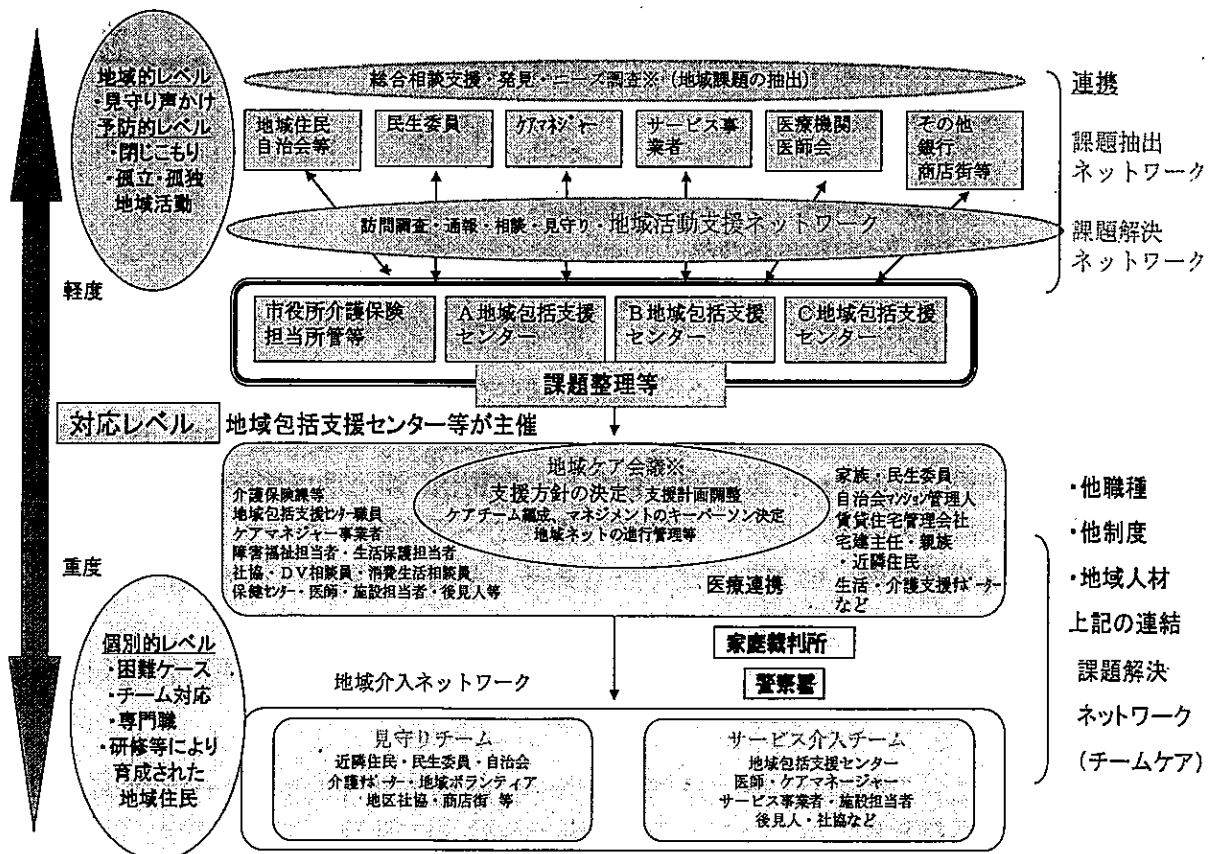
⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（国交省）

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、持ち家のバリアフリー化の推進

地域包括ケアシステムの構築

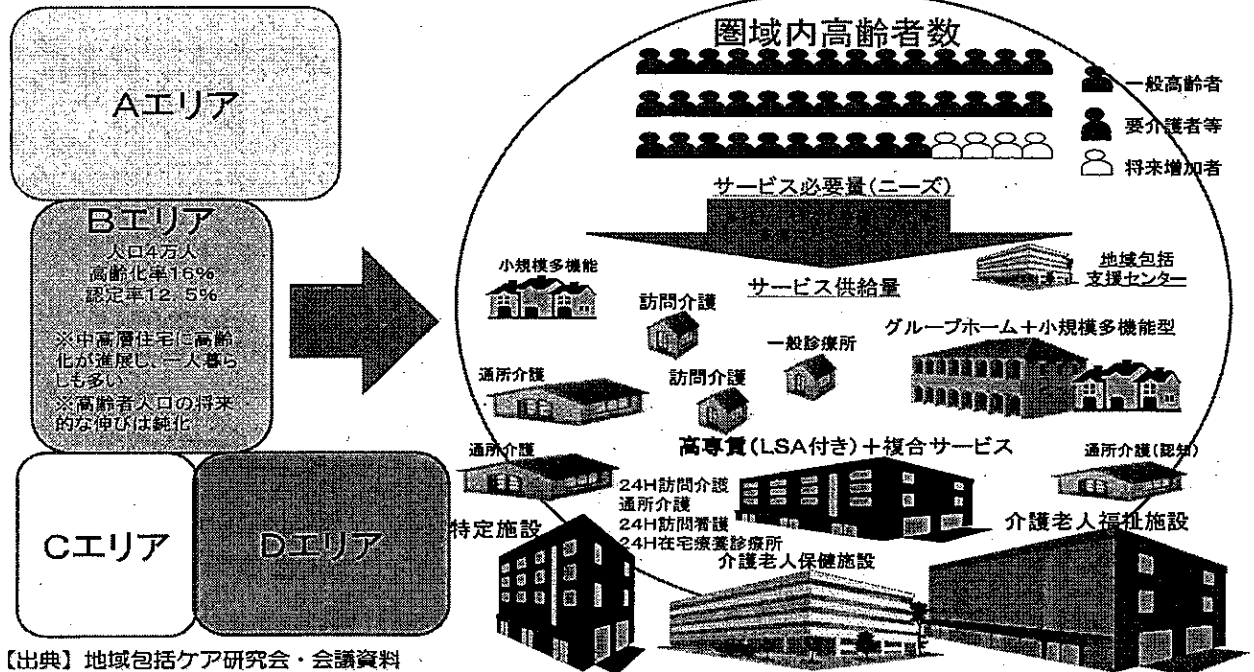


地域包括ケアの連携フローについて



<参考> 日常生活圏域サービス基盤のイメージ (都市部の例)

・〇〇市 人口20万 高齢化率15% 認定率13%
 ・面積(小型) 人口密度(高)



3. よりの確に地域生活の課題等を把握する手法 (日常生活圏域ニーズ調査) の積極的な実施について

- この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、
 - ①どこに、
 - ②どのような支援を必要としている高齢者が、
 - ③どの程度生活しておられるのか、
 等をよりの確に把握することが重要である。
- このようなことから、本年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議及び本年3月5日全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等でお示したとおり、国としても、第5期計画等を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの確に把握するための手法 (以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。) について57の保険者でモデル事業を実施・検討したところである (別添参考資料1を参照)。
- 今般、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、日常生活圏域ニーズ調査の成案を示すものである (別添参考資料2、3を参照)。
- 日常生活圏域ニーズ調査は、あくまで任意のものと考えているが、各地方自治体におかれましては、第5期計画の策定に当たって、この調査を積極的に活用していただき、地域の課題や高齢者のニーズ等をよりの確に把握していただきたい。

平成22年11月30日

指定介護予防支援事業者 代表者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

介護予防支援業務に係る担当圏域の取扱いの変更について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市介護保険事業の運営に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、別添のとおり、利用者の利便性の向上を図ることを目的として、介護予防支援業務に係る地域包括支援センターの担当圏域の扱いについて、一部変更することとしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、御不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

認定・給付係

担当：濱井

TEL 082-504-2363

介護予防支援業務に係る地域包括支援センターの担当圏域の取扱いの変更について

1 趣旨

利用者の利便性の向上を図るため、介護予防支援業務に係る地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当圏域の取扱いを一部変更します。

2 変更内容

原則、これまでどおり利用者の介護保険被保険者証記載の住所地（以下「住所地」という。）のセンターが担当します。

ただし、住所地と実際に生活している場所（以下「居住地」という。）が異なる利用者で、居住地のセンターに介護予防支援業務の実施を希望する利用者については、例外的に居住地のセンターが担当するものとします。（「居住地」とは、広島市内に限ります。）

3 センターの担当圏域外の利用者への対応フロー

基本的な流れは、別紙1のとおり。

4 センターの担当圏域の取扱いの一部変更に伴う事務処理の変更等

(1) 様式の変更

「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」（別紙2）の様式を変更します。

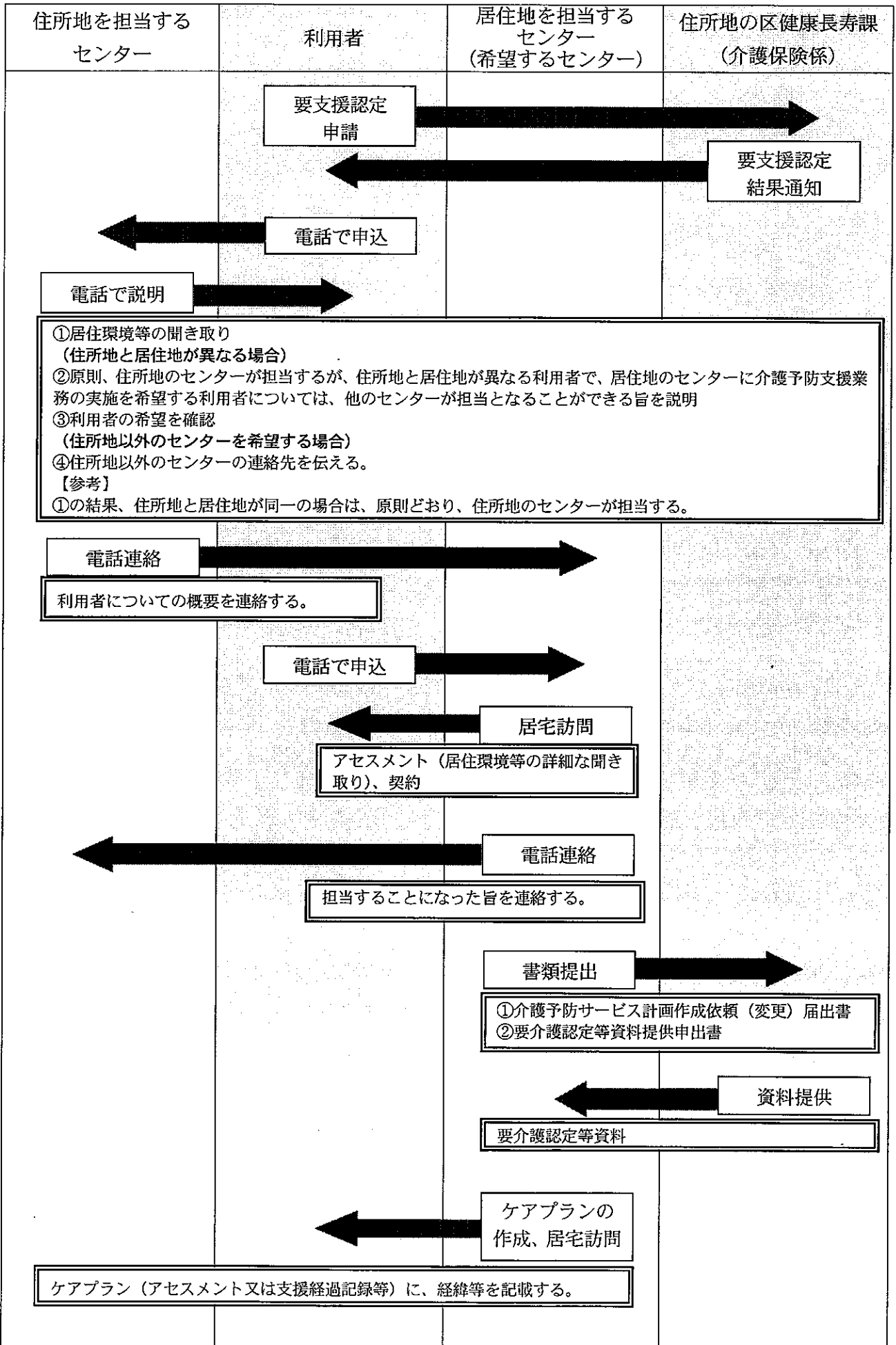
(2) 居住地のセンターが行う事務処理について（別紙3）

「要介護認定等資料の情報提供の申出」、「認定申請書の提出」及び「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出」について、居住地のセンターは、当該センターが所在する区役所健康長寿課介護保険係に申出又は提出してください。なお、利用者の住所地が他区の場合についても同様の取扱いとしますが、当該センターが利用者の住所地の区役所に直接申出又は提出することも可能です。

5 開始時期

平成23年1月1日

介護予防支援業務に係る地域包括支援センターの担当圏域外の利用者への対応フロー



地域包括支援センター用

平成 年 月 日

介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

(あて先)

広島市 区長

下記の介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。

| | | | |
|---|--|---------------|--|
| | | 区 分 | |
| | | 新規 ・ 変更 | |
| 被保険者氏名 フリガナ | | 被保険者番号 | |
| 印 (※本人の自署の場合、押印は必要ありません。) | | 生年月日 | |
| | | 明・大・昭 年 月 日 | |
| 住所 〒 | | 電話番号 () - | |
| ※住民票の所在地と実際の居住地が異なる方で、居住地を担当するセンターへサービス計画の作成を依頼する場合は記入してください。 | | | |
| 居住地 〒 | | 電話番号 () - | |
| 介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 | | | |
| 介護予防支援事業者名 | | 介護予防支援事業所の所在地 | |
| | | 〒 | |
| 介護予防支援事業所名 | | 電話番号 () - | |
| 介護予防支援を受託する居宅介護支援事業者(※居宅介護支援事業者が介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。) | | | |
| 居宅介護支援事業者名 | | 居宅介護支援事業所の所在地 | |
| | | 〒 | |
| 居宅介護支援事業所名 | | 電話番号 () - | |
| 介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 | | | |
| ※変更する場合のみ記入してください。 | | | |
| 変更年月日 (平成 年 月 日付) | | | |

- (注意)
- この届出書は、介護予防サービス計画の作成を依頼する事業者と相談の上、お住まいの区の健康長寿課へ提出してください。
 - 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所又は介護予防支援を受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ずお住まいの区の健康長寿課に届け出てください。
 - 届出のない場合、サービスに係る費用をいったん、全額自己負担していただくことがあります。
 - 太枠の中だけ記入してください。

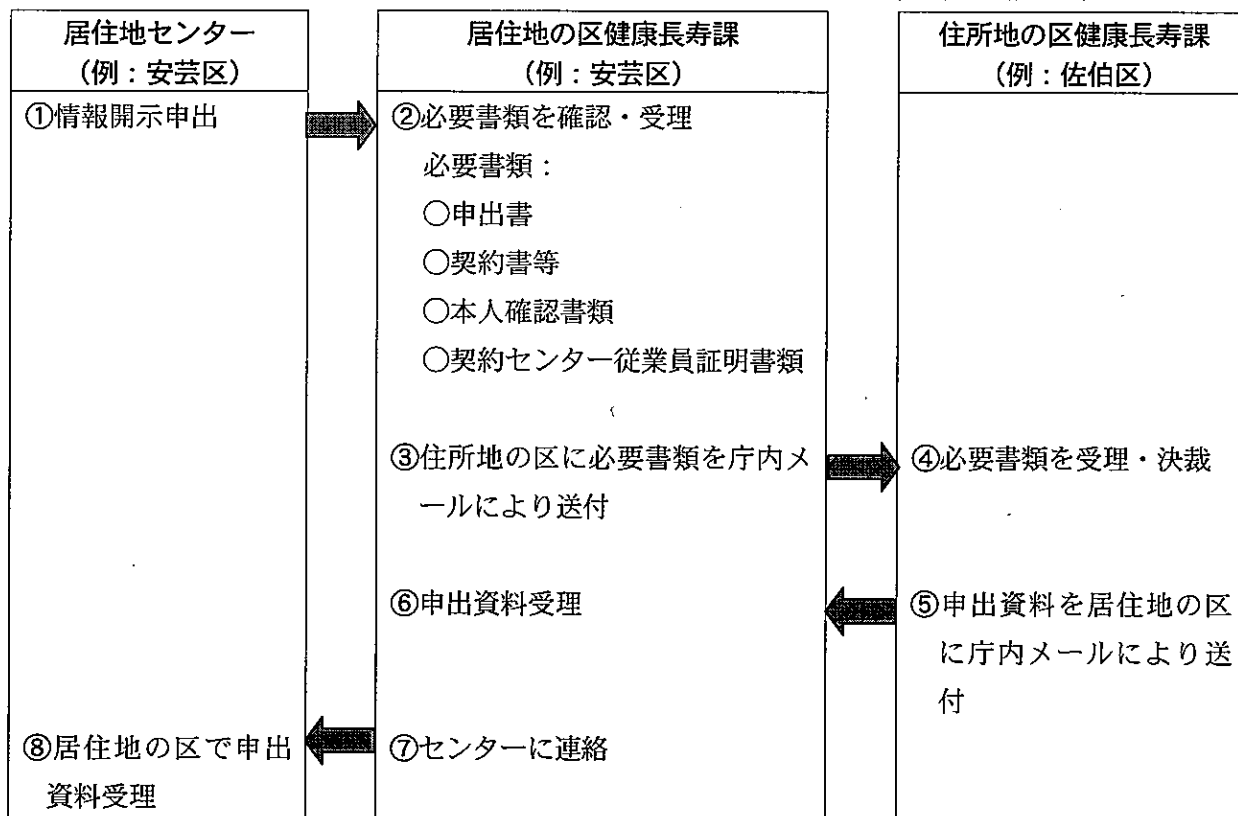
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 広島市確認欄 | <input type="checkbox"/> 被保険者資格 | <input type="checkbox"/> 届出の重複 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|-------------|
| 受付印 | 入力 / |
|-----|-------------|

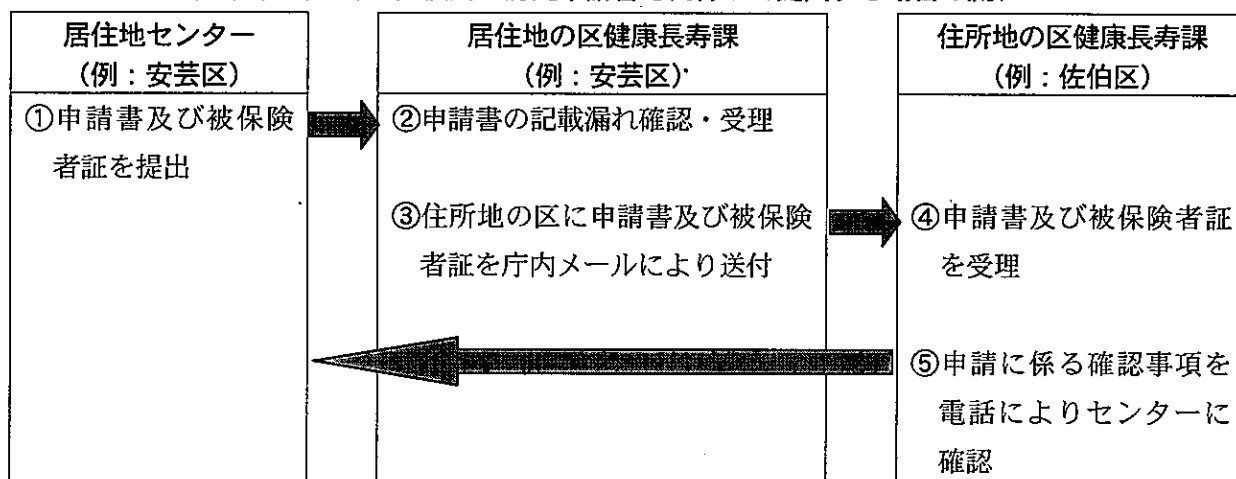
住所地と居住地の区が異なる利用者に係る介護予防支援の事務処理について

〔例 利用者－住所地：佐伯区、居住地：安芸区、センター所在区－安芸区〕

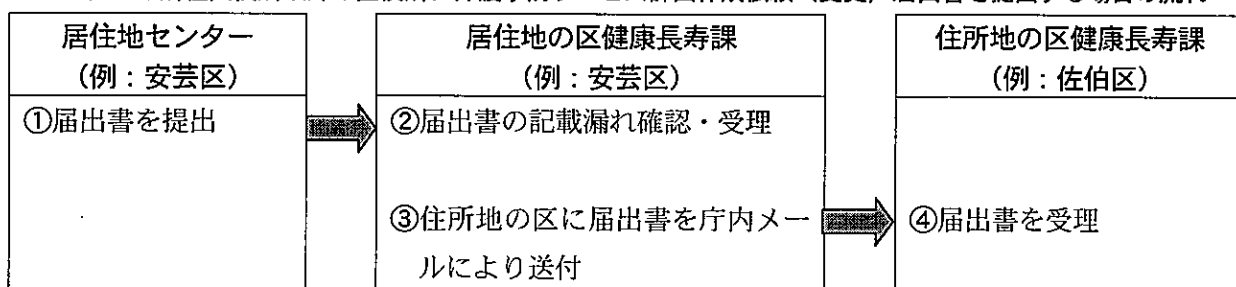
1 センターの所在区役所以外の区役所に要介護認定等資料の情報提供を申し出る場合の流れ



2 センターの所在区役所以外の区役所に認定申請書を代行して提出する場合の流れ



3 センターの所在区役所以外の区役所に介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する場合の流れ



※ センターが郵送等により、直接「住所地の区健康長寿課」に情報提供の申出、認定申請書の提出等を行うことも可能です。

事 務 連 絡

平成22年10月25日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局振 興 課

老人保健課

末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月30日に、迅速な介護サービス提供が必要となる末期がん等の方への要介護認定等における留意事項として、暫定ケアプランによる介護サービスの提供や迅速な認定調査の実施等について事務連絡を発出したところで

す。今般、要介護認定で要支援1、2及び要介護1と判定された方のうち、末期がん等の心身の状態が急速に悪化することが確実に見込まれる方に対する福祉用具貸与の取扱い及び要介護認定時の留意事項について、改めて下記のとおりお伝えいたしますので、ご了知願います。

記

1. 指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費の算定について

要支援者及び要介護1の者については、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」等の利用に際し、指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費が原則として算定できないこととなっています。

ただし、要支援者及び要介護1の者であっても、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起きあがりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれる者については、

市町村の判断により指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費を算定することができます。

なお、判断にあたっては、医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、書面等により確認し、その要否を判断してください（別添1及び2参照）。

2. 介護認定審査会が付する意見について

介護認定審査会は、審査判定の結果を市町村に通知する際に、サービスの有効な利用に関する留意事項について意見を付することができます（別添3参照）。

つきましては、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化することが見込まれる方については、介護認定審査会において必要に応じ市町村への意見付記を活用していただきますよう、審査会委員への周知をお願いします。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
～抄～

平成12年3月1日老企第36号
厚生省老人保健福祉局企画課長通知
(最終改正 平成21年4月21日)

(2) 要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護一の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。）」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。しかしながら第二十三号告示第二十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(中略)

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

(中略)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

(後略)

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について　～抄～

平成18年3月17日老計発第0317001号
老振発第0317001号
老老発第0317001号
厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知
(最終改正 平成22年3月31日)

(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援一又は要支援二の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。）」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。しかしながら第二十三号告示第六十五号において準用する第二十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(中略)

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

(中略)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第六十五号において準用する第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)

(後略)

介護認定審査会の運営について ～抄～

平成21年9月30日老発0930第6号
厚生労働省老健局長通知

3) 認定審査会が付する意見

(中略)

(2) 要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見

介護認定審査会資料から読み取れる状況に基づき、要介護状態の軽減又は、悪化の防止のために特に必要な療養があると考えられる場合、及び指定居宅サービスまたは指定施設サービスの有効な利用に関して被保険者が留意すべきことがある場合には、介護認定審査会としての意見を付す。

(後略)